

タニ為参考此者ヲ解雇之云々

経品

従業員側ヨリ提申セル嘆歎書ヲ一蹴シ其ノ後従業員

会ノ交際ニ應ゼズ 従業員側ニ於テハ神田等労働組合

同盟ノ應接ヲ得テ罷業断行ニ直ニストライクエユース及

留即チハ氏諸氏ニ訴フト懸ルニ概シテテ劇場附近ニ

配布免勢ヲ揚ゲ、イリタニモテ皆今更ニ新機界ノ調

停ニヨリ解決セリ

受取制度撤廃

一 即時増給ニストト理由年々格別

一 解雇利金制度中止